

聞思

寺報

MONSHI

第18号

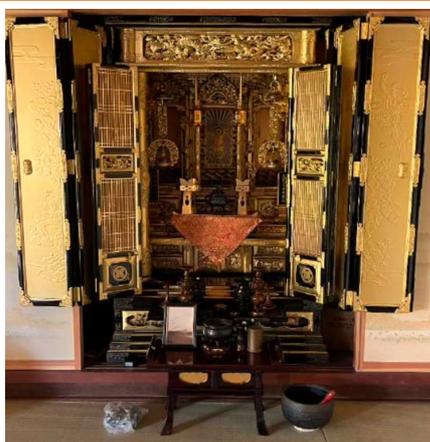
2022年11月

発行



浄土真宗
本願寺派

田野山西敬寺



台風19号で被災されたお仏壇の「還着慶讃奉告法要」(関連記事は5頁)

目次

令和4(2022)年度 報恩講法要のご案内 2

～ご確認頂き、ご出欠のご返信をお願い申し上げます～

西敬寺歳時記(2022年7月～10月) 4

連載 いまどきの終活の作法
～大切なひとに負担をかけないために～
第15回 もはや避けて通れないデジタル遺品のハナシ 6

終/宗活公開講座のご案内 8



西敬寺
公式サイト



西敬寺公式
LINE



西敬寺への
アクセス



西敬寺
YouTube

〒381-0016 長野市南堀336 電話 026-243-5570 FAX 026-403-2400

西敬寺公式サイト <https://www.tanozan-saikyoji.jp/>

令和4年度

(仏暦2566年)

西敬寺報恩講法要

並びに物故者追悼法要

ご法話 「身近に味わう浄土真宗」

ご講師 雲林 重正 師

本願寺派布教使 長岡市 浄秀寺副住職



親鸞聖人のご恩に感謝し、そのみ教えを伝えて下さった
物故者方々のお導きをいただきましょう。

【開催要項】感染症対策として以下のように開催いたします。

12月18日（日） 西敬寺本堂にて（24時間自動換気）

午前10:00～11:30（受付：午前9:30より）

▶事前予約制とさせていただきます。お申し込みは同封のハガキもしくは西敬寺LINE公式のお申し込みフォームにてお願い致します。

*お申し込み後、ご体調が勝れない場合はご遠慮なくお電話にてキャンセル下さい。

▶本堂正面入口に受付を設けます。消毒液を設置しますのでご利用下さい。

▶御齋（懇親会）のご接待は中止させていただきます。

*受付にてペットボトルのお茶をお配り致します。

*ご尊前のお供えをお下がりとしてお持ち帰り頂きます。

▶法要時間を短縮しての開催となります（お勤め約45分・法話約45分）

▶**長野市の警戒レベルの推移により中止のご連絡を申し上げます。**

「報恩講法要」は「門徒総参拝法要」とも言われ、古来から門信徒の皆様と準備も含め大切にしてお勤めして参りました。また、昨年12月～本年11月までにご往生されし当院有縁の門信徒の方々の『物故者追悼法要』を併せて行います。法要におきまして、物故者のご法名をご尊前にご奉告いたします。該当されるご遺族におかれましては特別なご縁となりますのでご参詣を心掛けて頂きますようお願い申し上げます。

● 当日の服装とお持ち物に関して

平服（仏様に対して節度を持った服装）をお願いします。
マスクのご着用をお願いします。
お念珠・門徒式章（お持ちの方）はご持参下さいませ。



● 御布施（参加費）に関して

右のような「のし袋」（もしくは白い封筒に等）にお包み頂き受付にお預け下さいませ。



ご参拝者のご芳名
(連名も可)

● 報恩講とは

「報恩講（ほうおんこう）」という名称は、親鸞聖人のひ孫である本願寺第3代覚如上人が、聖人の33回忌にあわせて『報恩講私記』を著されたことに由来しています。

私たちの先人は「親鸞聖人さま、ありがとうございます。あなたのおかげで私もあなたと同じお念仏をいただいて、同じ信心をいただいて、同じお浄土で今度は出遇であわせていただきますと、お礼を申しあげる法要が報恩講だよ。」とお伝えくださっています。

西敬寺では、毎年12月の**第3日曜日**に開催しています。新本堂建立以前は10月に開催していましたが、ご門徒にりんご農家の方々が多く、近年の温暖化の影響もあり主力品種の「ふじ」の収穫や発送作業が12月上旬まで続かれることから、暖房設備も充実した新しい本堂で、寒さを気にすることなくゆったり、お互い様に今年一年の「ご恩」を振り返り感謝の思いをもってお勤めする意味も込めて敢えて年末に行っております。



西敬寺蔵 「大谷本願寺親鸞聖人之縁起（御絵伝）」
毎年、報恩講法要に際して本堂に奉懸されます。今から327年前【元禄8（1695）年】に本願寺の絵師によって丁寧に描かれ彩色された貴重な法物です。是非、ご参詣頂きゆっくりとご覧下さい。

● 物故者追悼法要について

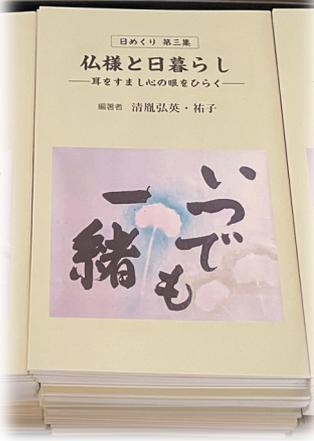
新本堂においてのご葬儀「お寺葬」が、お陰様で門信徒の皆様はもとより地域の方々にも浸透しご理解が深まっております。その中、亡き人に導かれてお聞きする「ご法話」に高い関心を持たれ「もっとご法話をお聞きしたい！」と仰ってくださる方が増えております。ご葬儀やご法事の「ご法話」はまさに亡き人のお導きであり、深い悲しみの中で聞かせて頂くからこそ心に響くものがあります。

そこで、今年一年間でお浄土へと先立たれし方々のお導きを重ねて頂こうという趣旨で、ご往生されし方々のご法名を奉告し、親鸞聖人へのご恩報謝と重ねてお勤めさせていただきます。物故者のご遺族におかれましては、例年以上にご参詣にお心がけ頂ければ幸いです。

歳時記 (7月~10月)

お盆・納骨壇合同法要

八月十一日(山の目) 西敬寺定例の『お盆・納骨壇合同法要』が厳修されました。
 ご法話は、福岡県より願應寺ご住職・本願寺派布教使の中川一晃師から「今、いのちを考える」と題してご懇切丁寧にお取り次ぎ賜りました。



広島県 正覚寺 清胤 弘英・祐子先生の『お盆・納骨壇』第3集をご参拝記念として皆様にご謹呈致しました。

全戦没者追悼法要



8月15日(終戦記念日)に合わせてお勤め致しました。当日の住職の法話(要約)を左記に掲載致します。

『日本国憲法』前文の「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」は、歴史上の戦争で犠牲となった全ての死没者への「追悼文」であると私は受けとめています。
 本年の広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式において湯崎英彦広島県知事が、「人間の合理性には限界があるという保守的な見方をすれば、この歴史の事実を直視し、これからもこの人間の性から逃れられないことを前提としなければなりません。しかしながら、力には力で対抗するしかない、という現実主義者は、なぜか核兵器について、肝心なところは、指導者は合理的な判断のもと「使わないだろう」というフィクションたる抑止

論に依拠しています。本当は、核兵器が存在する限り、人類を滅亡させる力を使ってしまふ指導者が出てきかねないという現実を直視すべきです。」と述べられました。
 民主的に選ばれた指導者(権力者)こそ権力に溺れ、己を見失いかねないのです。だからこそ、その権力の濫用を抑止する力として戦没者が私たちに与えて下さったのが『日本国憲法』だと私は頂いています。

自らを省みて、「戦争を肯定し、自ら戦端を開くような言説を行わない」と言い切れるか? 親鸞聖人は、「さるべき業縁のもよおせば、いかなるふるまいもすべし。」すなわち、もし、そうせざるをえないような情況に置かれたならば、自分はどうなるまいもしかなない、どんなに非人道的なこともやりかねない、という深い自省を述べられています。そして自らを善とし、悪をなした他者を否定しようとするような態度を厳しく諫めておられます。

もし、考えもおよばないような情況に追いつめられたり、条件が周りにそろってしまつたならば、自分も戦争を肯定し、あらゆる犠牲も正義に酔いしれ何をしでかすか分からない。そのような想像力がとても大事なのではないでしようか。

戦後七十七年 八月十五日

西敬寺住職 釋慈教

寺 敬 西 山 野 田

復興支援活動報告

今号の表紙の写真、また過去の寺報にてもご報告を重ねてまいりましたが、被災されたご門徒宅から救出したお仏壇に關しまして、飯山市「明石仏壇店」の明石洋一社長の多大なるご尽力により各ご門徒様宅に順次お戻し頂き、お陰様を持ちましてご修復のご依頼があつたお仏壇に關しましては、本年のお盆前に『還着慶讃奉告法要』を各ご門徒宅にてお勤めすることが叶いました。



修復負担を最小限度にして下さろうと、通常外注する作業も社長自ら取り組んで下さいました。
【写真】修復成つたお仏壇を搬入する明石洋一社長

一つの大きな節目を迎えさせて頂き、過去三年間に渡り西敬寺を窓口として全国のご寺院・有縁の方々にご協力頂いてまいりました「復興支援りんごプロジェクト」も一般流通への配慮や、関係農園の方々の販売体制が復旧されたことを鑑み区切りをつけさせて頂くことになりました。

この活動を通して結んで頂いたご縁、そして学びを基に「お寺で出来ること」・「お寺だからこそ出来ること」を更に深め実践してまいりたいと思います。

二年前の災害の直後から、義援金や支援物資をご提供頂き、更には「復興支援りんご」をお寺のダーナショップにて販売して頂いてきた教覚寺様の地元静岡市が、本年の台風十号により甚大な被害を受けられました。何かお力になれないものかと、前住職・前坊守様にご相談をさせて頂いていただいた折、長野県小布施町に本部を置く一般財団法人『日本笑顔プロジェクト』の重機技術ボランティアが、清水区・葵区に積極的に支援に

入っていらつしやるのが分かり、左の図のような循環型支援を企画致しました。十月二十六日には、『日本笑顔プロジェクト』の本部である小布施町の真言宗豊山派浄光寺様を住職・坊守が訪問し、林映寿代表にご挨拶してまいりました。林代表とは『お寺葬』賛同寺院の仲間として旧知の中でもあり、今後災害支援活動に關して西敬寺でご講演をお願いしたいとも考えております。



重機技術を活用した災害支援

10月12日より清水区・葵区での重機を活用した支援状況 (Facebook) より。

復興支援「りんご」プロジェクト

今回、お送りする品種は、今がまさに旬の「シナノスイート」になります。甘くてシャキシャキとした食感が特徴の、長野県を代表する品種でジューシーさと濃厚な甘味が、子供から年配者まで、幅広い層に人気です。3年前に甚大な被害を受けた農園の皆様が、丹精込めて育てられました。
*日陰(常温)で保存して頂き約2週間
冷蔵庫で保存頂きますと約1ヶ月日持ち致します。

復興支援状況の
情報提供

活動支援の橋渡し
支援活動の拡散



『日本笑顔プロジェクト』への支援金のお申し込み



教覚寺様公式サイト

いまだきの終活の作法～大切なひとに負担をかけないために～

第15回 もはや避けて通れない デジタル遺品のハナシ

皆さんこんにちは。行政書士の伊藤安芸です。ここ最近「デジタル遺品（相続）」という言葉を目にする機会が増えてきました。ですが、デジタル遺品とは何なのか？どうやって相続するのか？そもそも相続の対象なのか？などわからないことが多い分野。とは言え、これだけスマホやネットが浸透している現代においてはもはや避けては通れない道です。デジタル遺品について少しずつ見ていきましょう。

デジタル遺品とは

デジタル遺品とは、パソコンやスマートフォンなどの端末に保存されたデータや、オンライン上に残った契約などを指します。こうした遺品は、デジタル環境を通じてしか実態がつかめないため、いわゆる「遺品」とは違うように感じるかもしれませんが、本質は従来の遺品と同じです。ただ、取り扱い方が一般的な遺品と異なるため、「よくわからない存在」とみなされその全容が把握されにくくなっています。

写真や手紙などのペーパーレス化が進み、最近ではお金のやり取りもオンライン上で行えるようになり、あらゆるものがこのデジタルのベールに包まれる可能性が高くなっています。このベールを取り除くための企業や法律の体制が整っていないことが一層とつきにくく感じさせる原因にもなっています。現時点での、一番良い方法は、遺族が困らないよう本人が備えておくことです。スマホやパソコンのパスワード、SNSやネット口座等のアカウント情報などをエンディングノートにまとめておきましょう。



スマホのロック問題

故人が残したスマホのロックの解除は遺族がぶつかる最初の壁と言えます。スマホの中に遺影に使いそうな写真がないか確認したくてもロックの解除ができなければそれもままなりません。最悪、何度かパスワードの入力を試みるうちに端末が初期化されてしまうケースもあります。故人の誕生日や電話番号などから思い当たる数値を入力する方法はおすすめしません。スマホによっては一定回数連続でパスワードを間違えると自動的に工場出荷時の状態に戻す設定が有効になっている可能性もあるからです。

アップルやグーグルは世界共通で、遺族であっても基本的に第三者へのパスワード提供やロック解除には応じていません。かつてニュースにもなりましたが、あのFBIの要請にも拒否したぐらいです。これは契約者のプライバシー保護を徹底しているためで、回線を提供するNTTドコモやソフトバンク等でも同様です。

デジタル遺品は相続できるか

デジタル遺品には大きく分けて、パソコンやスマホの中にある写真や文書などのデータ（オフライン）とSNSやネット口座のアカウントなどのデータ（オンライン）の2つがあります。

民法的にはオフラインデータは「無体物」であり、所有権が設定できないことから相続の対象とはなりません。しかし、データが保存されているスマホなどのデジタル機器は所有権の対象となる「有体物」であるため、デジタル機器を通じてオフラインデータも実質的には相続されるものといえます。

オンラインデータでも相続できないものが多くあります。フェイスブックやLINEなどの利用規定には「本サービスのアカウントは、お客様に一身専属的に帰属します」などと規定されています。法律上、一身専属の権利は相続の対象外と定められているため、上記のように規定されていると相続できません。

また、最近ではキャッシュレス決済が進み、〇〇ペイやポイント払いなどほとんどお金と変わりなく支払いに使えるサービスがたくさんあります。〇〇ペイのアプリの中に残額などもスマホの初期化などでわからなくなってしまうリスクに備えなければなりません。

デジタル遺品への対策は

もはや避けて通れなくなったデジタル遺品ですが、対策には2つの側面があります。一つは、遺族としての対策（対応策）、もう一つは本人として準備すべきことです。

遺族としてデジタル遺品に向き合う場合は、まずはデジタル遺品の現状を把握するところから始めます。デジタル機器の特定（パソコン・スマホ・タブレット等）、周辺機器（USBメモリー等）、その状態（電源が入るのか・ログインできるか）、デジタル機器からどのような情報がほしいのか、予測できるのか（口座情報・写真等）といったことをまとめます。したがって、早計にパソコンなどを誰かに譲ってしまったり処分してしまわなように注意しましょう。

本人としては、家族（遺族）は自分ほどには使いこなしてくれないと思っておくことが必要です。デジタル機器は同じ機種でも使う人によってカスタマイズされているためです。どの機器に何の情報が入っているのか（見られたくない情報の区分含む）、ログイン情報をまとめておくなど、万が一の際に対応すべきデジタル遺品の一覧など作成し、またその情報が家族に伝わるような仕組みも整えておきましょう。

ここまでお読みいただきありがとうございました。

デジタル遺品は、端末やサービスに対する慣れ不慣れにより結果に差が出るのが予想されます。スマホが初期化されてしまっただけではなす術がありません。形のないデータのことまで考えるのは大変ですがもはや避けて通れない時代なのです。

毎月第2日曜日開催の「終/宗活公開講座」（詳細は今号裏表紙をご確認ください。）にぜひ一度お越しくださいませ。皆さまが一步を踏み出すきっかけや、困りごと解決の緒につながるように努めて参ります。



事務所サイト

<https://www.office-angei.com/>

— ご意見・ご要望・ご質問などお気軽にお寄せ願います —

インサイドアウト

伊藤 安芸：INSIDEOUT 行政書士事務所代表

（行政書士・家族信託専門士・葬祭カウンセラー）

TEL026-219-6373 メール y-itoh@office-angei.com

西敬寺 終/宗活公開講座

終/宗活とは、あなたの拠り所となるお寺を通じて

人生の終焉を考え今を大切に自分を見つめ直す活動です

毎月
第2日曜日
13:30開始
参加費不要



| 日程 | 講演・法話テーマ |
|------------------------------|---|
| 第28回 12月11日 | 講演「事例で見る家族信託の実務」 法話「人生は途中下車？」 |
| 1月・2月は冬季休講となります。（個別相談のご予約は可） | |
| 第29回 3月12日 | 講演「もはや避けては通れないデジタル遺品について」 法話「人は二度死ぬ?!」 |
| 第30回 4月9日 | 講演「文例から見る遺言書の書き方」 法話「後生の一大事」 |

▶タイムテーブル

受付開始13:00より
13:30 仏事作法体験
13:50 法話
14:10 休憩
14:20 講演
14:50 質問タイム
15:00 終了
・途中入場・退出も可能です

こんなお悩みありませんか？ 個別相談のススメ



「お葬式どうしたらいいの？」・「エンディングノート・遺言どうやって書くの？」
「お墓の引っ越し、お墓じまいって出来るの？」・「相続をスムーズに行うためには？」

様々なお悩みに寄り添って、住職と伊藤行政書士が公開講座終了後に個別相談（要予約・無料）を承っております。公開講座開催日以外でも柔軟に対応致しますのでお気軽にお問い合わせ下さいませ。

講師紹介



伊藤 安芸
(いとう やすのり)

【経歴】

1972年生まれ
長野県長野高等学校卒
関西大学法学部法律学科卒
行政書士伊藤安芸事務所代表
長野法人会事務局長
家族信託専門士
葬祭カウンセラー

住職紹介



木賣 慈教
(きうり じきょう)

【経歴】

1973年生まれ
長野県長野高等学校卒
龍谷大学文学部卒・
同大学院修士課程修了
本願寺派宗学院卒
浄土真宗本願寺派西敬寺住職
本願寺派布教使

個別相談ご予約



026-243-5570



jikyo47@gmail.com

【お詫び】前号で予告しておりました第4期「西敬寺連続研修会」の募集ですが、次号にてあらためてご案内を申し上げます。宜しくお願い申し上げます。

合 掌

錦秋の候、皆様におかれましては、ご清栄にてお念仏ご相続のこととお慶び申し上げます。

さて、西敬寺寺報「聞思」第十八号を
発刊致しました。是非ご高覧賜れば幸
いです。

本年十月十三日で、令和元年台風十
九号発災から三年が過ぎました。有縁
の皆様には復興の為のご支援を継続
的に賜り深く御礼申し上げる次第です。

寺報にてもご報告を重ねてまいりま
したが、被災されたご門徒宅から救出
した後、ご修復をご依頼頂いておりま
したお仏壇を関係各位のご尽力のもと
各ご門徒様宅に順次お戻ししてまいり
ました。お陰様を持ちまして本年のお
盆前に『還着奉告法要』を全て完了する
ことが叶いました。

一つの大きな節目を迎えさせて頂き、

今までご協力頂いておりました西敬寺
の「復興支援りんごプロジェクト」も
一般流通への配慮や、関係農園の方々
の販売体制が復旧されたことを鑑み、
区切りをつけさせて頂くことになりま
した。今までのご支援に重ねて御礼申
し上げる次第です。

とは言え、三年に渡りご縁を頂く中
で、「信州りんご」をたいへんお喜び下
さる方も多くいらつしやることから
(有難いことにすでにお問合せも頂い
ております。)支援先であった「長沼林
檜生産組合ぽんど童」との橋渡しをし
てくださった「成田屋」様へ直接申し
込み頂けるように裏面に『お申し込み
シート』をご用意させて頂きました。よ
ろしければ形式は変わりますが重ねて
ご縁を結んで頂ければ幸いです。

今後、復興支援活動での学びを基に
あらためて「お寺で出来ること」・「お寺

だからこそ出来ることを」考え実践し
て参りたいと思えます。

どうぞ今後とご指導ご鞭撻賜ります
ようお願い申し上げます。

有縁各位

礼 拝

令和四年 十一月

西敬寺住職

木 賣 慈 教

りんごお申し込みシート送信用(FAX 026-296-9546)

【ご依頼者情報】

| | | | |
|-------|--|------|--|
| おなまえ | | 電話番号 | |
| 〒/ご住所 | | | |

【ご配送先情報】

| | | | |
|-------|--|------|--|
| おなまえ | | 電話番号 | |
| 〒/ご住所 | | | |

- * ご配送先が【ご依頼者情報】と同じ場合はご記入の必要ございません。（異なる場合はご贈答用としてご依頼者のおなまえで代理発送いたします。）
- * ご配送先が複数ある場合は、恐縮ですが【ご依頼者情報】にご記入の上この用紙をコピーしてご利用下さいませ。

【お申し込み数量】

| 内容量（キロ） | 数量 | お振込金額 | 配送希望日 |
|---------|----|-------|-------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

- * こちらでのお申し込みは人気品種の「サンふじ」（味本位＝過去の支援りんごと同等レベル）のみとさせていただきます。
- * 発送は11月25日以降となりますのでご了承下さい。
- * 内容量・金額に関しましては下記の表をご覧ください。（各品種共通金額となります。）
- * 北海道と九州は400円増しになります。
- * 沖縄は別料金となりますのでお問合せ下さい。

2022年度 送料税込価格

| | |
|------|-------|
| 3キロ | 2,700 |
| 5キロ | 3,900 |
| 6キロ | 4,400 |
| 10キロ | 6,400 |
| 15キロ | 8,600 |

お振込先

八十二銀行
 豊野支店
 普通口座 249949
 成田屋 成田 努（ナリタヤ ナリタツトム）
 郵便振替
 成田屋 00540-6-25232
 * お振込手数料のご負担をお願い致します。
 代金引換（ヤマト運輸）
 * 代金引換手数料はお客様負担となります

【従来と変更点】

- * お振込確認後の発送とさせていただきます。
- * 同一住所へ複数発送の場合の送料割引が適用されません。
- * 代金引換をご希望の方は上記の「お振込金額」欄に「代」とご記入下さい。ご理解の程宜しくお願い申し上げます。

お問 合 せ 先



N A R I T A Y A

成 田 屋



TEL/FAX共通 026-296-9546
 E-mail naritaya@lemon.plala.or.jp